



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年 8月22日 火曜日 第2902号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 指定自立支援医療機関の指定……………（障がい福祉課）… 601
- 漁業の許可又は起業の認可の申請期間……………（水産課）… 601
- 漁業免許の内容等の公示……………（ " ）… 601
- 公共測量の実施の通知……………（道路維持課）… 602
- 道路の区域変更（県道興居島循環線）……………（中予地方局管理課）… 602
- 道路の供用開始（ " ）……………（ " ）… 602
- 道路の区域変更（県道三坂松山線外）……………（ " ）… 602
- 道路の供用開始（ " ）……………（ " ）… 603
- 建設業者の許可の取消し……………（南予地方局管理課）… 603

教育委員会公告

- 平成30年度の県立中等教育学校の入学者の選考に係る適性検査等の期日及び入学予定者の発表の日について……………（高校教育課）… 603

公営企業公告

- 血管連続撮影装置の借入れ……………（公営企業管理局総務課）… 603

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第951号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年 8月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社げんきステーション	宇和島市柿原840番地1	訪問看護げんきステーション	宇和島市三間町迫目47番地	訪問看護ステーション（育成医療・更生医療）	平成29年 8月1日

○愛媛県告示第952号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成29年 8月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成29年 8月22日から 9月 4日まで

○愛媛県告示第953号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成29年 8月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) 免許番号 燧特区第104号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで

イ 漁場の位置 今治市大三島町大見地先

ウ 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 今治市大三島町大見大見港防波堤突端

B 今治市大三島町大見道明ヶ鼻

点 ア Aから今治市大三島町口総小横島南端見通し50

- 0メートルの点
- イ Aから今治市大三島町口総小横島南端見通し1、200メートルの点
- ウ Bから広島県豊田郡東野町御高山山頂見通し1、000メートルの点
- エ Bから広島県豊田郡東野町御高山山頂見通し300メートルの点

(3) 地元地区 今治市大三島町

(4) 制限又は条件

ア 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

2 免許予定日

平成30年1月1日

3 申請期間

平成29年8月22日から10月31日まで

4 存続期間

平成30年1月1日から平成31年3月31日まで

○愛媛県告示第954号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、中国四国農政局道前平野農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年8月22日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 公共測量（基準点測量）

2 作業期間 平成29年8月7日から

12月6日まで

3 作業地域 西条市明理川、安用出作、西条市丹原町徳能出作

○愛媛県告示第955号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年8月22日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	興居島循環線	松山市泊町1115番2地先から 同町1057番2まで	旧	メートル 4.8～5.8	キロメートル 0.057	
			新	4.8～5.8 5.6～13.0	0.057 0.068	

○愛媛県告示第956号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年8月22日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	興居島循環線	松山市泊町1115番2地先から 同町1057番2まで	平成29年8月22日

○愛媛県告示第957号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年8月22日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	三坂松山線	松山市東方町甲283番4から 同町甲269番2まで	旧	メートル 11.4～19.4 15.5～33.2	キロメートル 0.083 0.079	
			新	16.0～24.0	0.079	
"	"	松山市東方町甲269番2から 同町甲267番2まで	旧	15.0～17.4	0.020	
			新	14.5～16.9	0.020	

"	久谷森松停車場線	松山市浄瑠璃町甲913番17から	旧	8.0~20.8	0.140	
		同市恵原町甲1517番2まで	新	10.0~30.0	0.140	

○愛媛県告示第958号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 8月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	三坂松山線	松山市東方町甲283番4から 同町甲267番2まで	平成29年 8月25日 13：00
"	久谷森松停車場線	松山市浄瑠璃町甲913番17から 同市恵原町甲1517番2まで	平成29年 8月25日 13：00

○愛媛県告示第959号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年 8月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般-28)第330号	平成28年 10月25日	㈱四国建設	佐野 健治	宇和島市朝日町2-6-17	平成29年 7月14日	土木工事業、管工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-27)第16672号	平成27年 4月20日	ヤマデンサービス	山本 勝也	宇和島市夏目町1-4-12	平成29年 7月19日	電気工事業	建設業の廃止 (法人成り)

教育委員会公告

○公 告

平成30年度の県立中等教育学校の入学者の選考に係る適性検査等の期日及び入学予定者の発表の日について

平成30年度の愛媛県県立中等教育学校の入学者の選考に係る適性検査等の期日及び入学予定者の発表の日を次のとおり定めた。

平成29年 8月22日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

1 適性検査等の期日

平成30年 1月 7日（日）

2 入学予定者の発表の日

平成30年 1月15日（月）

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年 8月22日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

1 入札に付する事項

- (1) 件名
血管連続撮影装置の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
血管連続撮影装置 3式
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成30年 3月 1日から平成36年 2月29日まで
- (5) 借入場所
愛媛県立中央病院
(愛媛県松山市春日83番地)
愛媛県立今治病院
(愛媛県今治市石井町四丁目5の5)
愛媛県立新居浜病院
(愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号)
- (6) 設置完了日
平成30年 2月28日（水）
- (7) 入札方法
ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」とい

う。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法
電子入札システムによる。
- (2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。
<http://www.pref.ehime.jp/h40180/e-bid-nyuusatsu/>
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限
平成29年9月25日（月）午後5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限
電子入札システムによる場合は、平成29年10月3日（火）から平成29年10月4日（水）までの電子入札システム稼働時間中（午前9時00分から午後8時00分まで（ただし、10月4日は午後5時15分まで））。
紙入札による場合は、平成29年10月4日（水）午後5時15分まで。
- (5) 開札の日時及び場所
平成29年10月5日（木）午前10時00分
愛媛県公営企業管理局会議室（愛媛県庁第二別館2階）
- (6) 問い合わせ先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912-1000 内線4623
又は (089)912-2794

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程

第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成29年9月25日（月）午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であつて、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Digital Subtraction Angiography, 3 set
- (2) Time limit of tender: 5:15 p.m., 4 October 2017
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2794